

平成 28 年度 焼津市市営駐車場利活用検討業務委託仕様書

1 委託業務名

平成 28 年度 焼津市市営駐車場利活用検討業務

2 委託期間

委託契約締結日の翌日から平成 29 年 3 月 15 日まで

3 事業目的

本業務は焼津市栄町にある市営駐車場（小石川駐車場）について、利活用の検討に必要な事項を整理し、今後の事業実施に向けた基礎資料を作成することを目的とする。

4 委託業務内容

（1）計画準備

本業務を実施するにあつて、業務実施計画書を作成するとともに、市営駐車場の現状のデータや中心市街地活性化計画等の関連計画情報を収集整理する。

（2）市営駐車場の現況整理及び課題抽出

現在の市営駐車場の利用状況や周辺駐車場の利用状況及び将来予測を整理し、市営駐車場の維持管理状況、指定管理状況などのデータをもとに、都市計画決定（用途）の変更に向けた課題抽出を行う。

（3）民間事業者の土地利用に関する意向調査

市営駐車場の土地における民間事業者の活用に関する意向の調査を行う。

現時点では事業化が未定であるが、市営駐車場の土地が利用できるとした場合、事業進出する意向の有無、その場合に必要な時期的、道路利用等の条件の有無などについて調査を行う。また、調査時には土地現況カルテ（A4 2 枚程度）を作成する。

意向調査の対象業者は 10 社程度を想定し、住宅関連事業者、リース関連会社、福祉関連業者、観光関連事業者、商業関連事業者等を対象とする。

（4）市営駐車場利活用に向けた方針検討

市営駐車場の都市計画決定（用途）の変更や民間活用に向けての課題解決などを踏まえて、今後の方針を検討する。なお、並行して検討されている『焼津駅周辺にぎわいづくり基本構想』とも連携し、駅周辺区域における全体の位置づけを踏まえて検討すること。

（5）関係機関協議

市営駐車場の都市計画決定（用途）の変更について、県都市計画課に意見聴取を行う。その際に計画決定の変更の際に必要となる条件などを確認する。協議は 2 回を予定する。

（6）報告書作成

上記（1）から（5）の結果をとりまとめ報告書を作成する。

（7）打ち合わせ協議

本業務の打ち合わせは業務着手時、中間うち合わせ 2 回、成果品納品時の計 4 回を予定す

る。

5 支払い方法

全額を業務完了後支払います。

6 契約保証金

契約締結時に焼津市契約規則に基づき、所定の手続きを行います。

7 その他

当該業務委託に係る成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利は、焼津市に帰属するものとします。なお、この仕様に定めのない事項について疑義のある場合は、双方協議の上で決定することとします。